

# 北おおさか信用金庫 創業支援融資

# 始めくん

豊中市型



## 北おおさか創業支援融資「始めくん」豊中市型

平成28年5月11日現在

商品名	北おおさか創業支援融資「始めくん」豊中市型
ご利用いただける方	① 豊中市または豊中商工会議所から創業に際して指導等関与を受けた方（証明書等が必要） ② 6ヶ月以内に当金庫の営業エリアで新たに事業を始められる方 ③ 創業後1年以内の事業者の方 ④ ②、③とともに別紙「創業計画書」があり、必要資金の30%以上の自己資金がある方 ⑤ その他当庫が定める一定基準に該当するお客さま
お使いみち	① 創業に必要な運転資金・設備資金 ② 創業後に必要な運転資金・設備資金
ご融資金額	1事業者さま 3,000千円以内 なお、ご利用は1事業者様1回限りとし、複数口の利用は不可 有担保の場合は、別途、協議させていただきます。
ご利用期間	運転資金 5年以内（据置期間6ヶ月以内） 設備資金 7年以内（据置期間6ヶ月以内）
ご融資利率	信金中金短期プライムレート+2.0%の変動金利。
ご返済方法	毎月元金均等分割弁済とします。
保証人	法人は代表者の方、個人事業者の方は事業に関与される方。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はリスク統括部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。
その他	当商品は、豊中市および豊中商工会議所との連携協定に基づく提供融資商品です。豊中市または豊中商工会議所から創業に際して指導等関与を受けた証明書等が必要です。お申込に際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

北おおさか信用金庫